

# コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) 導入ガイドンス

千葉県各市町村コミュニティ・スクール  
担当者並びに関係者のみなさんへ

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室

令和5年4月

# 目次

I. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは	P. 1
II. コミュニティ・スクールを導入する必要性とメリット	P. 2
III. コミュニティ・スクールの導入状況	P. 3
IV. コミュニティ・スクールの導入に向けた県の方針 及び各市町村教育委員会に求められる役割	P. 4
V. コミュニティ・スクール導入までの流れ	P. 5
VI. コミュニティ・スクール導入に向け、市町村教育委員会が行うこと	P. 6
VII. 各教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」	P. 7
VIII. コミュニティ・スクール導入に向け、学校が行うこと	P. 8

## （参考）千葉県教育委員会規則

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則	P. 9
千葉県教育委員会学校運営協議会の運営に関する要綱	P. 14
千葉県教育委員会学校運営協議会に係る様式	P. 17

## （参考）市川市教育委員会規則

市川市学校運営協議会の設置等に関する規則	P. 22
----------------------	-------

（参考）「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）	P. 26
-----------------------------	-------

# 1. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

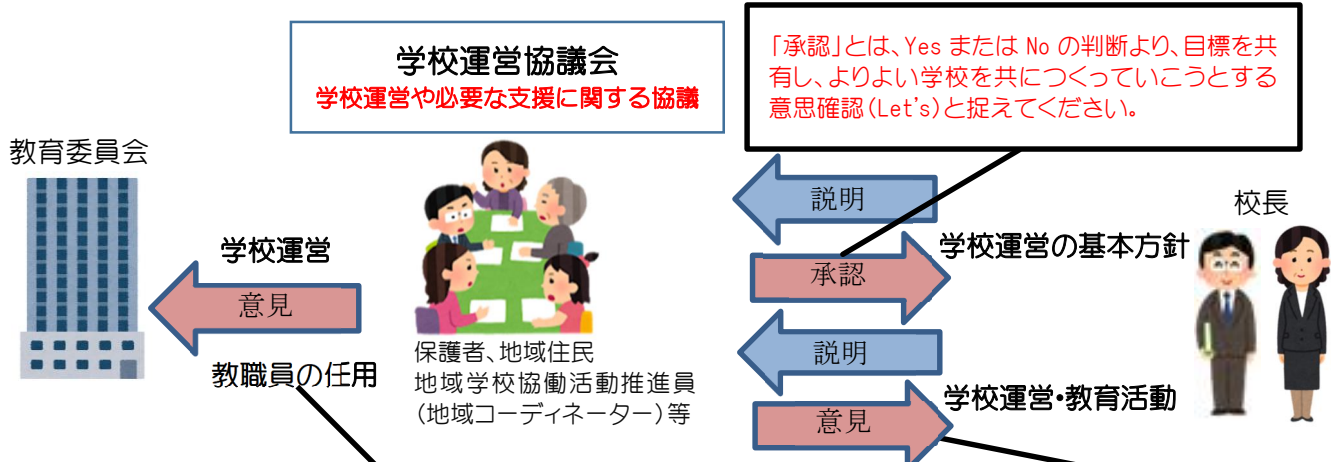
コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。  
学校運営協議会とは、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

## 学校運営協議会における3つの権限

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
  - ・育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
  - ・広く地域住民等の意見を反映させる観点から、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を申し出ることができます。
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
  - ・ここでいう「任用」とは、採用・転任・昇任に関する事項であり、分限処分や懲戒処分などは対象とはなりません。また、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しない一般的な意見に限るなど、協議会の意見の対象となる範囲を各教育委員会規則で定めることとしています。

## コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の機能

☆保護者や地域住民等が、一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組み



教職員の任用に関しては、**教育委員会規則に定める事項について**、教育委員会に意見を述べるができます。  
 (例)×英語教育に力を入れたいので、〇〇先生を配置してほしい。  
 ○英語教育に力を入れたいので、英語が堪能な教員を配置してほしい。

**学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

## II. コミュニティ・スクールを導入する必要性とメリット

### なぜコミュニティ・スクールが必要なのか

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化に伴い、学校だけでそれらを解決することが困難になっています。

そこで、その解決に向けて地域と学校が一体となり、社会総がかりでの教育を実現していくことが不可欠です。

このため、学校と地域が、子供たちがどのような課題を抱えているのか、どのような子供を育てていくのかという目標やビジョンを共有し、当事者意識をもって子供たちを育む体制づくりとして、コミュニティ・スクールが必要とされています。

### 全ての学校が、「学校運営協議会制度」を導入しなければならないのか

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」の平成29年改正により、これからの公立学校は、地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠なことから、全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を目指すべく、設置の努力義務が課されました。

また、国の「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）においても、地域の教育力の向上や学校と地域の連携・協働の推進のために、学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図るとしています。

令和4年3月に「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」では、「教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速」し、教育委員会による導入計画の策定などが提言されました。これを受けて国では、市町村における地域と学校の協働活動を支援する補助事業の要件として、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた計画の策定を求めるなど、導入促進に向けた働きかけをしています。

県としても、この方針を受け、全ての公立学校へ学校運営協議会制度を導入することを目指し、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制が確立されるよう推進しています。

### コミュニティ・スクールを導入するメリット

#### ①子供にとってのメリット

- 様々な支援を得られると、子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 多くの大人と活動することで、自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の方々と協働することで、地域の担い手としての自覚が高まります。
- 地域学校協働活動の防犯等の取組によって安心・安全な生活ができます。

#### ②教職員にとってのメリット

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の方々の協力を得ることで、結果的に子供と向き合う時間が確保できます。

#### ③保護者にとってのメリット

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感が生まれます。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

#### ④地域の人々にとってのメリット

- 自身のスキルを生かすことで、生きがいややりがいを感じることができます。
- 学校と社会的につながり、地域のよりどころができます。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築が期待できます。

### Ⅲ. コミュニティ・スクールの導入状況

#### 全国と千葉県におけるコミュニティ・スクール導入率の比較

文部科学省 令和4年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果より(調査基準日 令和4年5月1日)

##### 全国

幼稚園 325 園、小学校 9,121 校、中学校 4,287 校、義務教育学校 111 校、中等教育学校 7 校、高等学校 975 校、特別支援学校 395 校

合計 15,221 校 導入率 42.9%

##### 千葉県

幼稚園 6 園、小学校 127 校、中学校 56 校、義務教育学校 1 校、高等学校 11 校、特別支援学校 11 校

合計 212 校 導入率 17.8%  
(政令市を除く)

#### 千葉県のコミュニティ・スクール導入校数

##### 県立学校 合計 43 校 (高 23 校、特支 20 校) ※令和 5 年 4 月 1 日現在

千葉女子、千葉商業、千葉工業、生浜、泉、船橋東、船橋豊富、浦安、松戸国際、流山北、白井、下総、小見川、多古、旭農業、松尾、成東、東金、九十九里、長狭、安房拓心、館山総合、京葉、千葉聾学校、桜が丘特支、仁戸名特支、袖ヶ浦特支、習志野特支、船橋特支、特支市川大野高等学園、矢切特支、柏特支、特支流山高等学園、千葉盲学校、栄特支、香取特支、八日市場特支、飯高特支、東金特支、大網白里特支、長生特支、夷隅特支、安房特支

##### 市町村立学校 合計 19 市町村 191 校 (幼6園、小127校、中56校、義務1校、特支1校)

合計9市町106校 (幼6園、小68校、中29校、義務1校、特支2校) ※令和3年度 (※政令市を除く)

- 習志野市 (平成 18 年度～) 1 校 (小 1 校)
- 市川市 (平成 28 年度～) 61 校 (幼 6 園、小 38 校、中 15 校、義務教育 1 校、特支 1 校)  
**全校導入完了**
- 睦沢町 (平成 30 年度～) 2 校 (小 1 校、中 1 校) **全校導入完了**
- 君津市 (平成 30 年度～) 2 校 (小 1 校、中 1 校)
- 山武市 (令和元年度～) 6 校 (小 4 校、中 2 校)
- 長南町 (令和元年度～) 2 校 (小 1 校、中 1 校) **全校導入完了**
- 柏市 (令和元年度～) 50 校 (小 33 校、中 17 校)
- 四街道市 (令和 3 年度～) 1 校 (小 1 校)
- 流山市 (令和 3 年度～) 11 校 (小 7 校、中 4 校)
- 船橋市 (令和 4 年度～) 4 校 (小 3 校、中 1 校)
- 松戸市 (令和 4 年度～) 1 校 (小 1 校)
- 我孫子市 (令和 4 年度～) 19 校 (小 3 校、中 1 校) **全校導入完了**
- 富里市 (令和 4 年度～) 10 校 (小 7 校、中 3 校)
- 大網白里市 (令和 4 年度～) 1 校 (小 1 校)
- 一宮町 (令和 4 年度～) 1 校 (小 1 校)
- 長生村 (令和 4 年度～) 4 校 (小 3 校、中 1 校) **全校導入完了**
- 木更津市 (令和 4 年度～) 2 校 (小 1 校、中 1 校)
- 鴨川市 (令和 4 年度～) 10 校 (小 7 校、中 3 校) **全校導入完了**
- 富津市 (令和 4 年度～) 3 校 (小 3 校)

## IV. コミュニティ・スクールの導入に向けた県の方針 及び各市町村教育委員会に求められる役割

### コミュニティ・スクールの導入に向けた県の方針

学校と地域住民や保護者等が、学校に必要な支援等について協議するなどして目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会制度の導入により、地域学校協働活動を一層効果的に進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

そのために、県内全ての県立学校へ導入を推進するとともに、各市町村における全ての公立学校への導入を促進します。

#### ※各市町村に向けた取り組み

- ・国からの情報の提供・周知
- ・コミュニティ・スクール導入ガイダンス等の資料の作成・提供
- ・各市町村への訪問等による、コミュニティ・スクール導入に関する支援
- ・コミュニティ・スクールの導入や運用の充実にに向けた研修会の実施

### 各市町村教育委員会に求められる役割

所管の各公立学校の将来像を校長と共有するとともに、地域との連携・協働体制を確立するため、各市町村の「教育振興基本計画」へ「コミュニティ・スクールの導入」を位置づけるなど、推進に向けた体制を整備することが求められます。

また、学校と地域のビジョンや推進目標の明確化を図り、地域住民や保護者等に対して、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりを進めることが求められます。

#### 各市町村に期待される取組

各市町村「教育振興基本計画」への位置づけ



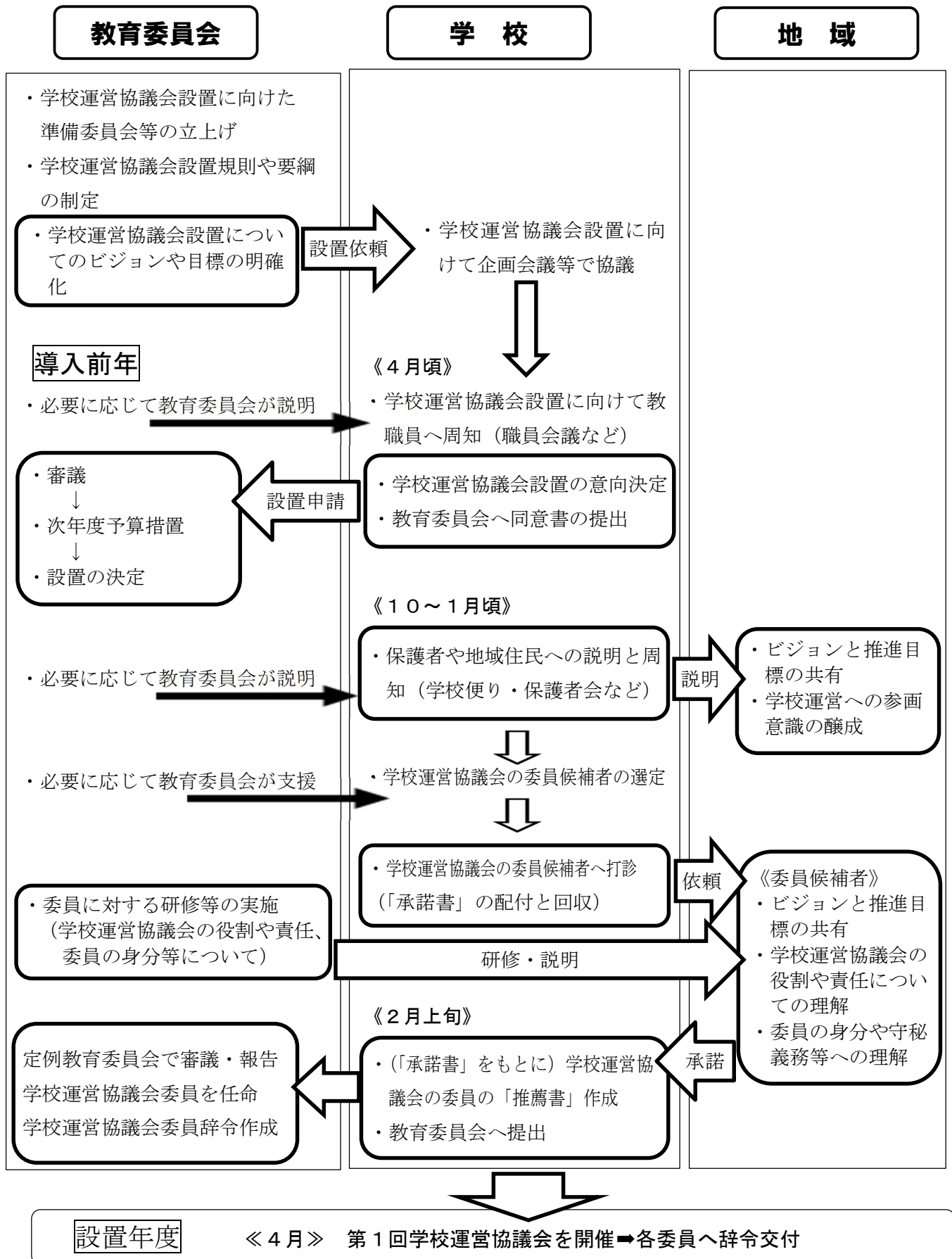
「ビジョン」と「推進目標」の明確化

- ・学校関係者、地域住民等に対する積極的な普及・啓発
- ・コミュニティ・スクール未導入校における設置の推進(国の支援事業[CS マイスター派遣制度、コミュニティ・スクール推進体制構築事業等]の積極的活用)
- ・地域住民や保護者等のコミュニティ・スクールへの参画を促進する。
- ・地域協働活動を担う関係機関・団体等との連携・協働を促進する。



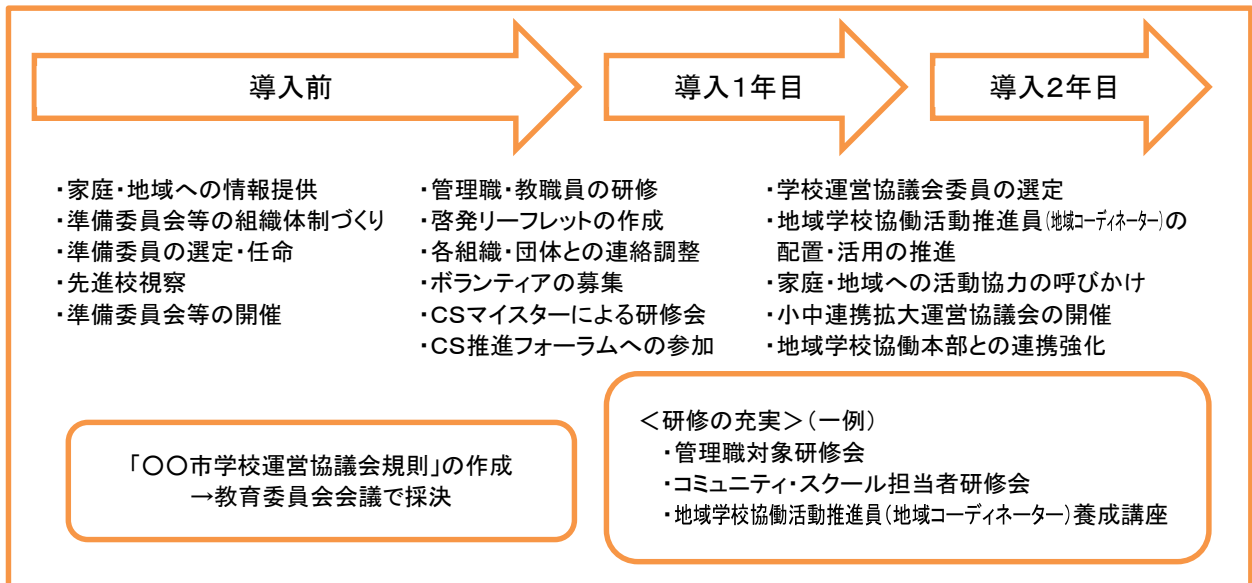
# V. コミュニティ・スクール導入までの流れ

(新たに学校運営協議会を設置する場合の、第1回目の協議会開催までの流れの例)



## VI. コミュニティ・スクール導入に向け、市町村教育委員会が行うこと

### 導入に向けたスケジュール(例)



### 導入に向けて準備すること(例)

#### 《教育委員会規則の準備》

- 学校運営の基本方針の承認に関すること(項目等)
- 委員の任命に関すること(人数、対象者、任期等)
- 守秘義務等に関すること
- 対象学校職員の任用の意見に関すること

#### 《委員の任命の準備》

- 校長からの意見聴取
- 委員の選定
- 任命の様式等の準備
- 任命の時期と方法検討

#### 《委員報酬の準備》

- 報酬に係る条例、規則の整備
- 予算措置
- 議会の承認
- 支払い等に係る準備

#### 《説明会・研修等の実施》

- 学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修
- 学校運営協議会委員に向けての制度の周知と研修
- 保護者・地域住民・既存団体等に向けての制度の周知
- 総合教育会議等を通じた首長部局への周知と連携協力体制の構築



## VII. 各教育委員会が作成する「学校運営協議会規則」

管内の学校にコミュニティ・スクールを導入するためには、教育委員会において「学校運営協議会規則」（教育委員会規則）を制定する必要があります。

(学校運営協議会規則の項目:例)	
目 的 (A)	(A) 目的 「地方教育行政の組織及び運営に関する法第47条の5」による規則であることを明記します。
趣 旨	
設 置	
学校運営に関する基本的な方針の承認 (B)	(B) 法第47条の5第4項、第6項、第7項の規定により、3つの権限の範囲等について規則に明記します。 ＜例＞ ①学校運営に関して、承認を得なければならない事項について ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる時の取り扱いについて ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる事項について
学校運営等に関する意見の申し出 (B)	
学校運営等に関する評価 (C)	
住民の参画の促進等のための情報提供 (D)	
委員の任命 (E)	
守秘義務等 (E)	
任 期 (E)	
報 酬 (E)	
会長及び副会長	
議 事	
会議の公開	(C) 学校評価 学校評議員制度等で実施していた「学校関係者評価」を、学校運営協議会の役割として移行する場合、規則に明記します。
研 修	
協議会の適正な運営を確保するために必要な措置	
委員の解任 (E)	

### (D) 情報提供

地域住民等の学校運営に対する理解を深めるだけでなく、学校運営及び協議会における協議の適正さを確保することにもつながります。

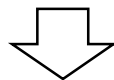
### (E) 委員の任免等

学校運営協議会委員の具体的な任免の手続きや任期は、教育委員会規則で定め、教育委員会が任命します。委員は、校長が作成する基本方針の承認等の一定の権限を持つことから、特別職非常勤の地方公務員として任命されます。また、学校運営協議会委員のその性質上、守秘義務等についても教育委員会規則で定めることが適当です。さらに、委員の任命について、校長が意見申出を行うことができることを規則で明示している例もあります。

## VIII. コミュニティ・スクール導入に向け、学校が行うこと

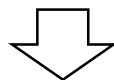
### ～コミュニティ・スクールへの理解を深める～

- 校内研修や国・県・市町村主催の研修会等を通じて、コミュニティ・スクール設置の目的や仕組み、運営方法等についての理解を深める。
- コミュニティ・スクールの導入によって、どのような課題を解決できるか、どのような学校にしていきたいか、といった目標やビジョンについて検討する。



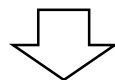
### ～「学校運営協議会」の組織づくりを行う～

- 学校評議員制度やPTA等の既存の仕組みを生かすなど、学校や地域の実情に応じた組織づくりを行う。
- 地域連携を担当する教職員の明確化等、校内組織の整備を行う。
- 開催回数や協議事項等について検討し、次年度の年間計画の中に組み入れる。



### ～保護者や地域へコミュニティ・スクールを周知する～

- 学校評議員会やPTA役員会等で、地域の代表者との意見交換を行い、理解や協力を得る。
- 保護者へは、学校便りやPTA広報誌、保護者説明会などで告知し、理解を図る。
- 地域へも広報を行うとともに、地域学校協働活動との連携を目指し、地域学校協働本部やボランティア団体等の関係機関にも周知する。



### ～委員を選定する～

- 各教育委員会規則に則り、各学校の実態に合わせて委員の人数を定める。
- 目的に対して、建設的な議論ができ、校長とも協力していける委員を選定する。
- 会長・副会長については、会議の中心となり円滑に進行できる委員へ打診する。

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(平成24年1月31日 教育委員会規則第1号)

最終改正

令和5年3月31日 教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別表に掲げる県立学校に協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次の各号に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

- (1) 対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）
- (3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員の数は、15名以内とする。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教員及び事務職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

(2) 学校の組織編制に関する事項

(3) 学校予算の編成及び執行に関する事項

(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域の住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べる場合について準用する。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第4条の規定に違反したとき。

- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。
- 2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会教育長が別に定める。

別表（第2条第1項）

- (1) 千葉県立千葉女子高等学校
- (2) 千葉県立千葉商業高等学校
- (3) 千葉県立千葉工業高等学校
- (4) 千葉県立生浜高等学校
- (5) 千葉県立泉高等学校
- (6) 千葉県立船橋東高等学校
- (7) 千葉県立船橋豊富高等学校
- (8) 千葉県立浦安高等学校
- (9) 千葉県立松戸国際高等学校
- (10) 千葉県立流山北高等学校
- (11) 千葉県立白井高等学校
- (12) 千葉県立下総高等学校
- (13) 千葉県立小見川高等学校
- (14) 千葉県立多古高等学校
- (15) 千葉県立旭農業高等学校
- (16) 千葉県立松尾高等学校
- (17) 千葉県立成東高等学校
- (18) 千葉県立東金高等学校
- (19) 千葉県立九十九里高等学校
- (20) 千葉県立長狭高等学校
- (21) 千葉県立安房拓心高等学校
- (22) 千葉県立館山総合高等学校
- (23) 千葉県立京葉高等学校
- (24) 千葉県立千葉聾学校
- (25) 千葉県立桜が丘特別支援学校
- (26) 千葉県立仁戸名特別支援学校
- (27) 千葉県立袖ヶ浦特別支援学校
- (28) 千葉県立習志野特別支援学校
- (29) 千葉県立船橋特別支援学校



- (30) 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園
- (31) 千葉県立矢切特別支援学校
- (32) 千葉県立柏特別支援学校
- (33) 千葉県立特別支援学校流山高等学園
- (34) 千葉県立千葉盲学校
- (35) 千葉県立栄特別支援学校
- (36) 千葉県立香取特別支援学校
- (37) 千葉県立八日市場特別支援学校
- (38) 千葉県立飯高特別支援学校
- (39) 千葉県立東金特別支援学校
- (40) 千葉県立大網白里特別支援学校
- (41) 千葉県立長生特別支援学校
- (42) 千葉県立夷隅特別支援学校
- (43) 千葉県立安房特別支援学校

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 学校運営協議会の運営に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、学校運営協議会の設置及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第16条の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 規則第2条第2項の規定による千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（第1号様式）を作成し教育委員会に提出するものとする。

### （委員の任命）

第3条 規則第3条第2項の規定による委員の任命において、対象学校の校長は委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第3条第2項の規定により任命した委員に対し、任命書（第3号様式）を交付する。

### （地域コーディネーター）

第4条 協議会に地域コーディネーターを置く。

2 地域コーディネーターは、委員の互選により選出する。なお、規則第5条で定める会長及び副会長との兼任を妨げない。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、地域コーディネーターとなることができない。

3 地域コーディネーターは、学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動の企画及び運営を実践するために学校と地域との連絡調整等を行う。

### （基本方針の承認）

第5条 対象学校の校長は、法第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

(1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。

(2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。

(3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

### （意見の取扱い）

第6条 法第47条の5第6項及び第7項に規定する意見の取扱いについては、次の各号によるものとする。

- (1) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針に反しない限度において取り扱うものとする。
- (2) 教育委員会は、法第47条の5第6項の規定により、協議会から学校予算並びに施設及び設備の管理及び整備に関する意見の申出がなされた場合は、原則として配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。
- (3) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、公立学校職員人事異動方針、公立小中学校職員人事異動実施細目、公立高等学校職員人事異動実施細目及び公立特別支援学校職員人事異動実施細目に反しない限度において取り扱うものとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、年額6,000円とする。

- 2 規則第3条第4項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第15条の規定により解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度終了後、学校運営協議会活動状況報告書（第4号様式）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、協議会は運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

第1号様式（第2条）

参考：設置同意書（千葉県教委）

文 書 番 号  
年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立  
校長

学校運営協議会設置同意書

本校は、学校運営協議会の運営に関する要綱第2条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

## 実施計画書

## 1 学校の概要

学校名					課程及び 学科名	
校長名					教職員数	人
学年	1年	2年	3年	4年	計	
学級数						
生徒数						
(ふりがな) 所在地	( )					
電話番号				FAX番号		
学校ホームページURL						
学校代表メールアドレス						

## 2 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催 (年間 回実施)

(2) 地域コーディネーターについて

(3) その他







年 月 日

千葉県教育委員会 様

千葉県立  
学校運営協議会  
会長

学校運営協議会活動状況報告書

学校運営協議会の運営に関する要綱第8条の規定により、年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日 時	人数	主な議事、活動
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		

(2) 協議会から出された主な意見

2 協議会の取組と成果

3 その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。

## 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項、第4項、第7項及び第10項の規定に基づき、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、市川市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)に、協議会を置く。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)及び学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者(以下「保護者」という。)の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び当該生徒等の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校(法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。)に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤特別職とする。

6 委員の報酬は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)第3条第1項第5号の規定に基づき、年額10,000円の範囲内で教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員(第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(専門部会)

第9条 協議会に、専門の事項の協議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編制に関する事項

(3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(情報提供)

第13条 協議会は、対象学校に係る地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第6条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務)

第16条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則(平成28年教育委員会規則第6号)第2条に規定する指定学校については、同条の規定により設置された当該指定学校の学校運営協議会において前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を公表するものとする。

第13条の4中「第13条の2第1項」の次に「及び前条」を加え、「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削る。

附 則(平成29年3月31日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月6日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則(以下「旧規則」という。)第2条に規定する指定学校に置く学校運営協議会並びに旧規則第5条第1項の規定により任命された委員及び旧規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の市川市学校運営協議会の設置等に関する規則(以下「新



規則」という。)別表に掲げる学校に置く学校運営協議会並びに新規則第5条第1項の規定により任命された委員及び新規則第7条第1項の規定により互選された会長及び副会長である者とみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる委員の任期は、新規則第5条第3項の規定にかかわらず、旧規則第5条第1項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

4 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「第2条に規定する指定学校」を「別表に掲げる学校」に、「同条の規定により」を「当該学校に」に改め、「当該指定学校の」を削る。

附 則(平成30年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月9日教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月8日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月8日から施行する。

(市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正)

2 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「学校関係者」を「学校運営協議会」に改め、同条第1項中「当該学校の児童又は生徒の保護者その他の学校関係者(当該学校の職員を除く。)」を「当該学校に設置されている学校運営協議会」に、「公表するよう努める」を「公表する」に改め、同条第2項を削る。

附 則(令和2年9月7日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）

## 教育基本法

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## 学校教育法

（情報提供）

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（準用規定）

第28条 幼稚園  
第49条 中学校  
第48条の8 義務教育学校  
第62条 高等学校、  
第70条 中等教育学校  
第82条 特別支援学校

## 社会教育法（平成29年一部改）

（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年一部改）

### 第4節 学校運営協議会

#### 第47条の5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるとして文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

## 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）

### 附則

（学校運営協議会の在り方の検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六（令和2年4月1日より47条の5）の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## （新）学習指導要領総則

（家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携）

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。

【参考】

文部科学省「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版）「コミュニティ・スクールのつくり方」

市川市教育委員会 市川市教育委員会規則

市川市教育委員会 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）ガイドライン

「社会に開かれた教育課程」に関する法規（抜粋）

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課  
学校・家庭・地域連携室

電話番号：043-223-4069

（内線：4069）

F A X：043-222-3565

E-mail：[kysho2@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kysho2@mz.pref.chiba.lg.jp)